

令和6年度

省エネルギー設備投資利子補給金

新規融資 公募説明会

2024年 5月27日

 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative



ご挨拶

～利子補給金を申請及び受給される皆様へ～

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

当然ながら、S I Iとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

事業者及び指定金融機関の皆様は、以下の①から③をよくご理解のうえ、利子補給金の受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② S I Iが定める交付規程
- ③ 本事業の公募要領



1. 本事業について

○事業名称

令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金

○事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、令和3年度に策定された「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」による6,200万kWh程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等（以下「利子補給対象事業」という。）を行う民間団体等（以下「利子補給対象事業者」という。）に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する機関（以下「指定金融機関」という。）が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

○予算額

約2.8億円

○利子補給対象事業者

国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であること。

○交付対象融資額の上限額

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

○利子補給金の交付の対象となる期間

利子補給金の交付対象期間は、最長10年間とする。

○利子補給金の交付額の計算方法

利子補給金の額は、利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の残高に利子補給率を乗じたもの。

- ・ 貸付利率 **1.1%以上** の場合：利子補給率は **1.0% (最大)**
- ・ 貸付利率 **1.1%未満** の場合：利子補給率は **貸付利率から-0.1%**
(例：貸付利率 0.8% → 利子補給率 0.7%)

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A：交付対象融資の単位期間における融資残高

B：交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C：利子補給率

単位期間Ⅰ：2024年3月11日～2024年9月10日

単位期間Ⅱ：2024年9月11日～2025年3月10日

利子補給金の額は、単位期間毎に算出して申請すること。

様式第1融資計画書の（別添1）融資計画詳細1にて算出できるため、必要な情報を入力して作成すること。



2.対象要件について

利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、S I Iが以下に定める要件を満たす利子補給対象事業を行う者に対して、指定金融機関が行う融資とする。

①

利子補給対象事業を実施するための資金について
指定金融機関から受ける融資であること。

②

導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、
原則、**元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約**であること。

< 利子補給対象融資における留意事項 >

- シンジケートローン及び指定金融機関から融資を受けて利子補給対象事業者に資金を供給する場合も対象とする。ただし、資金供給する者は、利子補給対象事業者と同一企業グループの親会社や金融子会社に限る。
- 利子補給対象融資の金利は、**融資期間全体にわたって一定の固定金利**であって、利子補給金の交付がない場合における金利水準以下とする。
- 元金均等返済とする際に生じる端数は、最終弁済時に計上すること。端数は原則、千円単位としてください。
- 交付方針決定を受けた後に、金銭消費貸借契約の締結をすること。**
利子補給金の交付方針決定の通知前に融資契約を締結させた場合は利子補給金の対象とはならない。

次の（ア）～（ウ）のいずれかの要件を満たす事業が対象です。

（ア） エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。

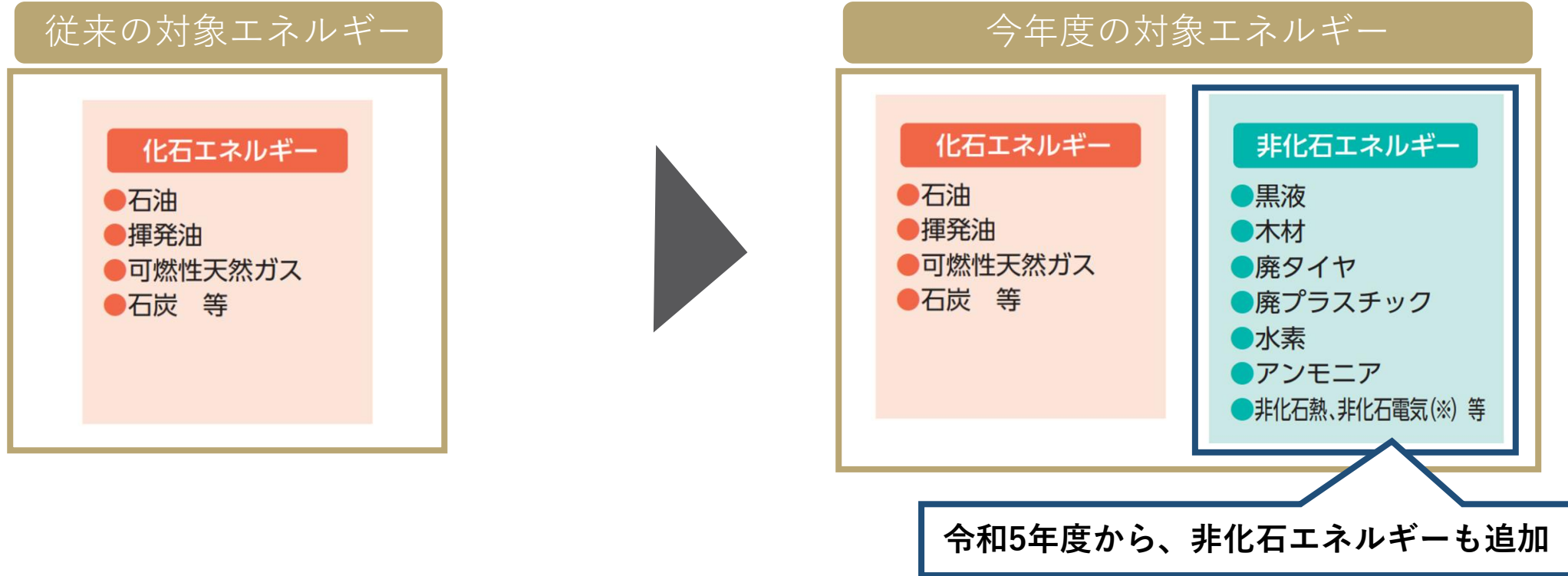
（イ） 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

（ウ） データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

<利子補給対象事業における留意事項>

- 要件（ア）、（イ）ともに、既設設備を更新する場合は対象外とする。
- 利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場であること。
- 利子補給対象事業に係る契約・発注は2024年4月1日以降であること。
- 導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。
 - ・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
 - ・中古品でないこと。
 - ・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所でないこと。

令和4年5月に省エネ法が改正され、非化石エネルギーを使用する設備も本事業の対象となった。



※燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外。

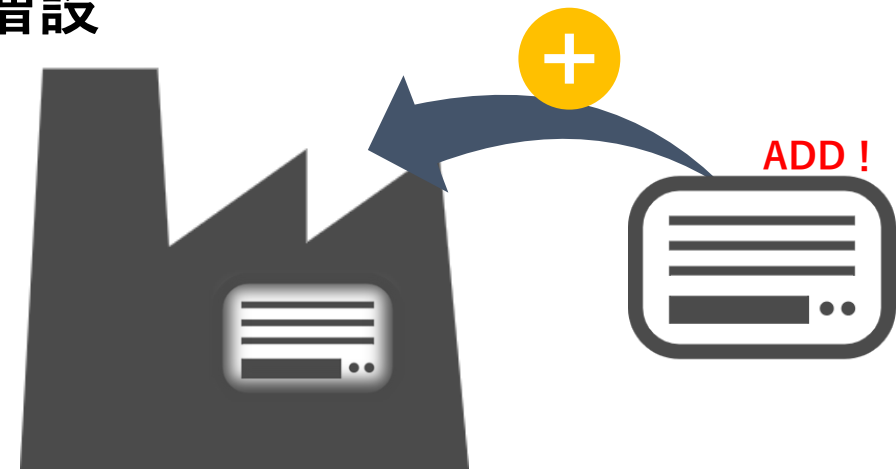
引用:資源エネルギー庁 省エネルギー課作成
省エネ法の手引き(工場・事業場編)～令和5年度改正対応～

(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。

新設



増設



要件(ア)の説明

エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備とは…

① トップランナー基準を満たす設備

⇒導入設備がトップランナー制度対象品目ごとに定められた基準を満たしている設備であること。

② トップランナー対象範囲外の設備

⇒導入設備が一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率が改善する設備であること。

■エネルギー消費効率

消費するエネルギーに対してどの程度の効果を発揮するかを示す値のこと。

■トップランナー基準

国が定める、省エネ基準のひとつ。

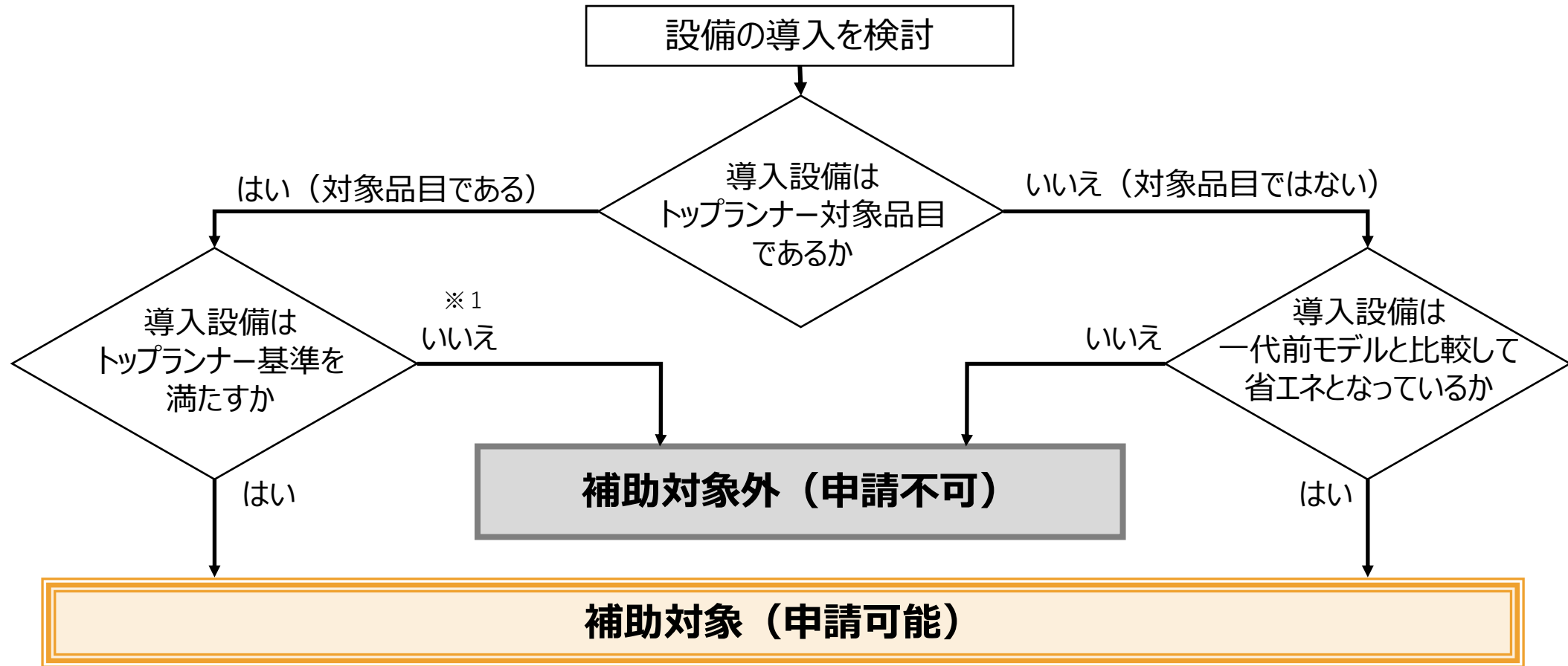
32品目あるうちの、建材を除く29品目が本事業の対象となる。

■一代前モデル

導入設備と**同一製造メーカーの同等製品**にて、機能や構造などエネルギー使用量に係る変更があった場合をモデル変更とみなし、その変更前の設備を原則として一代前モデルとする。

要件(ア)の説明

○要件(ア) 申請可否の判定



※1 例えば、高効率空調はトップランナー対象品目ではありますが、個々の製品で見えていくとトップランナー対象外の物も販売されています。

要件(ア)事業事例①

トッランナー基準を満たす設備の導入

例：変圧器の新設

現在、工場の従業員用駐車場に使用している敷地に、新しく工場棟を建設することになった事業者が、高圧電力を敷設するための変圧器の購入資金として、指定金融機関が融資を行うケースです。

⇒この場合、トッランナー制度対象品目ごとに定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしている変圧器であれば要件を満たすこととなります。



要件(ア)事業事例②

トッランナー対象範囲外の設備の導入

例：ボイラの増設



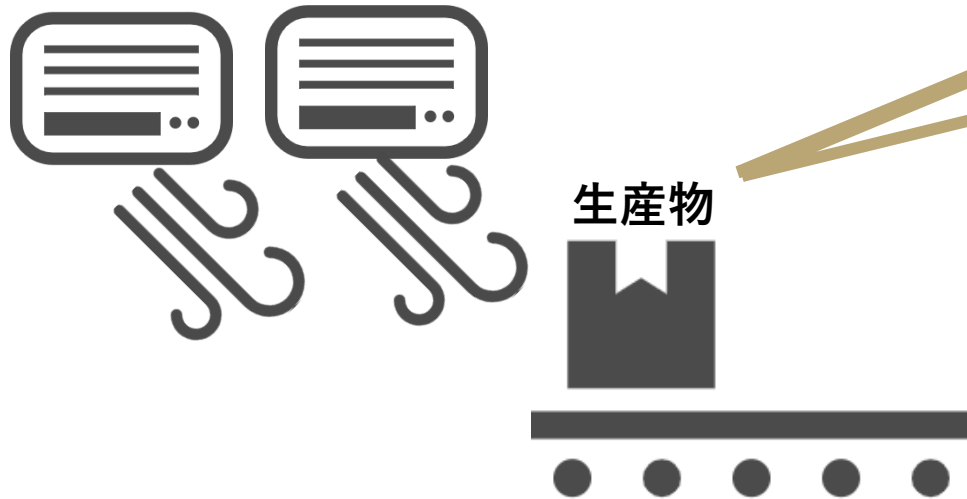
食品加工工場の生産拡大に伴い、事業者がボイラの増設をするための購入資金として、指定金融機関が融資を行うケースです。

⇒この場合、導入する設備が一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率が改善されていれば要件を満たすこととなります。

改善している裏付け資料として、導入設備、一代前モデルともに、設備のカタログや仕様書、実測データ等を提出する必要があります。

(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

省エネ設備を新設または増設



省エネ設備を新設または増設することで、生産物1単位当たりのエネルギー消費原単位が改善。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産数量等}}$$

要件(イ)説明

(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

要件(ア)に該当しない事業であっても、
新たに省エネルギー設備の新設・増設を行うことにより、
工場・事業場全体のエネルギー消費原単位が改善される事業は、申請可能です。

※原単位改善率は、以下の計算式で算出ください。
またS I Iが提供する様式で自動計算されます。

$$\text{■原単位改善率} = 1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \times 100$$

 要件(イ)でご申請いただく場合は事前にS I Iにご相談ください。

要件(イ)事業事例



例：新製品のために製造ラインを新設

地元の名産品のマンゴーゼリーを生産していた工場で、新しくオレンジを使ったゼリーを生産することが決定し、事業者が新製品であるオレンジゼリーの製造ラインを導入するための資金として、指定金融機関が融資を行うケースです。

⇒この場合、製造ライン導入前後の「工場全体のエネルギー使用量」と「生産量としてゼリーの総重量（単位:トン）」を比較して、導入後の工場のエネルギー消費原単位が1%以上改善されていれば要件を満たすこととなります。

改善している裏付け資料として、工場全体で使用する設備のカタログや仕様書、実測データ、原油換算表等を提出する必要があります。

(ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

自社でサーバー保有



クラウド移行



自社のサーバーをデータセンターを活用したクラウドサービスへ移行することで、サーバーの維持で発生していた消費電力を削減。

要件(ウ)説明

- ①データセンターのクラウドサービス活用においては、データセンターのPUE値（実測値または設計値のいずれか）が「**1.7未滿**」であること。

※PUEとは

データセンターにおける電気効率を示す指標の一つであり、1.0に近いほど電気効率が良いとされています。PUEは、以下計算式で算出ください。

$$PUE = \frac{\text{データセンター全体の消費電力}}{\text{IT機器による消費電力}}$$

- ②EMS（エネルギーマネジメントシステム）導入等の省エネルギー取組においては、EMS導入によるエネルギー削減効果（計画値）を合理的に計算すること。

要件(ウ)事業事例

例：クラウドサービスへのシステム移行による省エネルギーの取組



社内で運用しているメールシステムを、データセンターを活用したクラウドサービスへ移行するための初期費用（移行設計費、クラウド環境設定費、データ移行費、テスト稼働に係るクラウドサービス使用料等）に係る資金に対して指定金融機関が融資を行うケースです。

⇒この場合、日本国内のデータセンターを活用したクラウドサービスの導入に係る環境構築を行う事業であり、活用するデータセンターのPUE値（実測値または設計値のいずれか）が「1.7未満」であれば要件を満たすこととなります。

活用するデータセンターのPUE値（実測値または設計値のいずれか）が「1.7未満」である裏付け資料を提出する必要があります。



3. 対象経費について

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。

※以下の経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

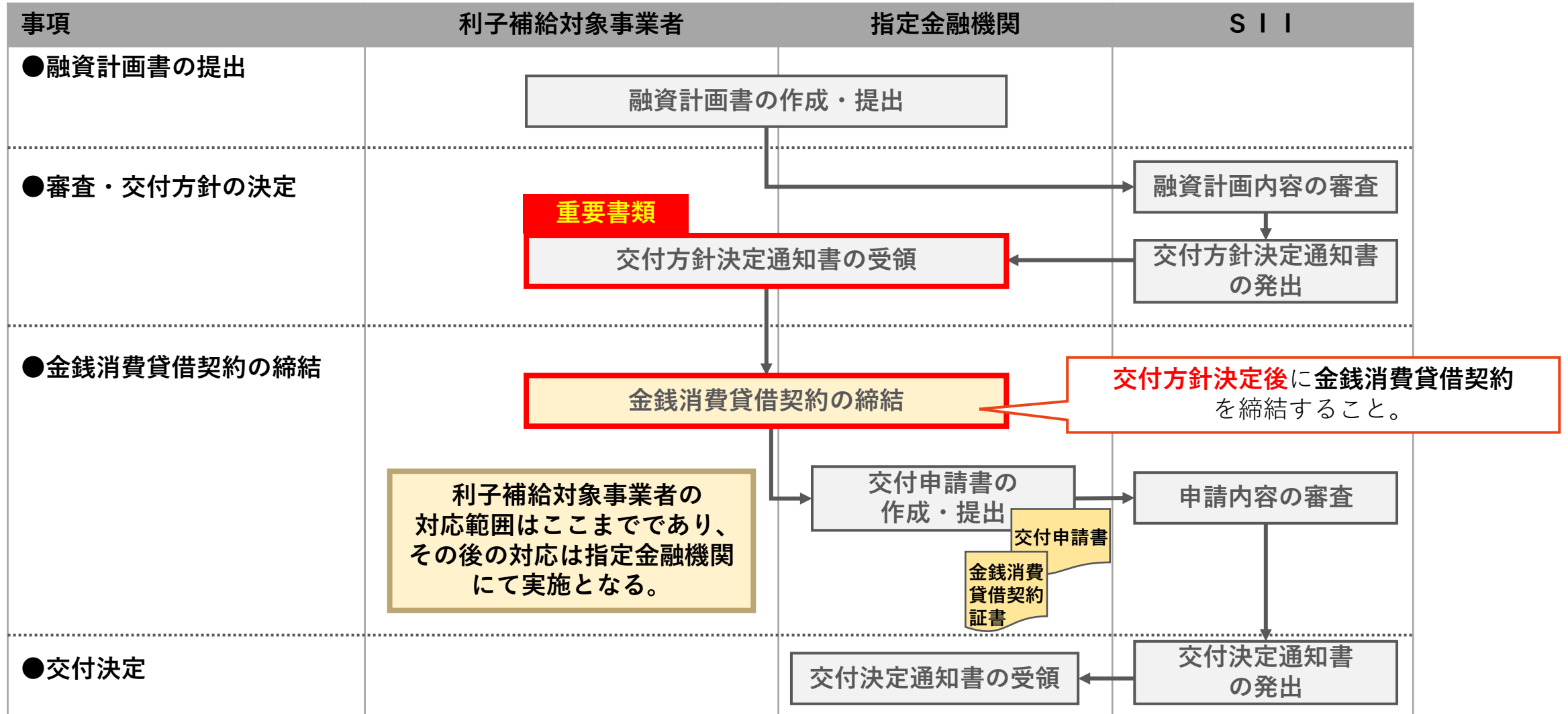
- ・ S I I が補助対象外と判断した経費
- ・ 外構工事費（土木工事等）、建築材料等の事業に関係のない工事費
- ・ 消費税
- ・ 予備費、事務手続費



4. 手続きの流れについて

融資計画書提出～交付決定の流れ

融資計画書提出～交付決定の流れは以下のとおり。



融資計画書受付期間

受付期間については以下のとおり。

第1回：2024年5月24日（金）～6月21日（金）

第2回：2024年6月28日（金）～8月9日（金）

第3回：2024年8月中旬～9月下旬予定

第4回：2024年10月上旬～11月上旬予定

※当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定します。

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。



5.申請手続きの簡素化について

申請手続きの簡素化について

○見込み省エネルギー量の算出

(ア) ~ (ウ) 全ての要件で、見込み省エネルギー量[kl/年]を算出する必要があります。
本事業の見込み省エネルギー量の考え方は以下のとおり。

【ご参考】見込み省エネルギー量の考え方

補助事業が
実施されなかった場合

①一代前設備のエネルギー使用量

補助事業により
最新の設備を導入した場合

②導入設備の
エネルギー使用量

見込み省エネ効果
(削減量)

エネルギー使用量

見込み省エネ効果
(削減量)

=

①一代前設備の
エネルギー使用量

-

②導入設備の
エネルギー使用量

申請手続きの簡素化について

○申請手続きの簡素化対象設備

導入設備が下表の設備の場合、申請手続きを簡素化できる可能性があります。

- ① 令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下、省エネ補助金）で別途登録済みの生産設備5種又は、ユーティリティ設備のうち4種
- ② トップランナー基準を満たす設備のうち5種

生産設備

省エネ補助金登録

- ・工作機械
- ・プラスチック加工機
- ・プレス機械
- ・印刷機械
- ・ダイカストマシン

ユーティリティ設備

省エネ補助金に登録されていない
ユーティリティ設備のうち5種

省エネ補助金登録

- ・高効率空調※1
- ・産業用モータ
- ・制御機能付きLED照明器具
- ・変圧器

トップランナー対象製品

- ・エアコンディショナー
- ・照明器具
- ・変圧器
- ・交流電動機
- ・電球

※1 電気式パッケージエアコン・ガスヒートポンプエアコン・チリングユニット

申請手続きの簡素化について

○簡素化対象設備の確認方法

< S I I ホームページイメージ >

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧

『(Ⅲ)設備単位型』の補助対象設備を検索できます。
※製品の詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認いただくか、メーカーへお問い合わせください。
※補助対象設備であっても、交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和6年4月10日時点

※製品型番は、メーカーより申請があった後、審査完了したものを順次公開しております。
そのため、登録製品型番は都度本ページにてご確認ください。
※低炭素工業炉は製品型番登録を行っていません。申請を検討されている方は、公称要領をご確認ください。
※令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業の(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型は、「産業ヒートポンプ」「業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器」「低炭素工業炉」「高効率コージェネレーション」「高性能ボイラ」が補助対象となります。

(Ⅲ)設備単位型で補助対象となる「その他S I Iが認めた高性能な設備」については以下よりご確認ください。
📎 その他S I Iが認めた高性能な設備 一覧 (105KB) ※随時更新

メーカー一覧から検索する 条件を指定して検索する

設備区分を選択してください。

<ユーティリティ設備>

高効率空調 >	産業ヒートポンプ >
業務用給湯器 >	高性能ボイラ >
高効率コージェネレーション >	変圧器 >
冷凍冷蔵設備 >	産業用モータ >
制御機能付きLED照明器具 >	

<生産設備>

工作機械 >	プラスチック加工機械 >
プレス機械 >	印刷機械 >
ダイカストマシン >	

令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業

『(Ⅲ)指定設備導入事業』 補助対象設備一覧

ホームページURL

< <https://sii.or.jp/setsubi05r/search/> >

上記S I Iのホームページで、

申請する設備の型番が登録されているか確認可能。

申請手続きの簡素化について

○ユーティリティ設備の申請手続きの簡素化

導入設備が省エネ補助金で製品型番登録がされた設備、もしくはトップランナー対象製品である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることが可能。
また、一代前モデルの省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化可能。

ユーティリティ設備に製品情報証明書は発行されないため注意すること。

ユーティリティ設備

省エネ補助金登録

- ・高効率空調※1
- ・産業用モータ
- ・制御機能付きLED照明器具
- ・変圧器

トップランナー対象製品

- ・エアコンディショナー
- ・照明器具
- ・変圧器
- ・交流電動機
- ・電球

※1 電気式パッケージエアコン・ガスヒートポンプエアコン・チリングユニット

申請手続きの簡素化について

○省エネ量計算ツールの利用方法

省エネ量計算ツールに導入台数等を入力し、登録済設備の選択を行うと見込み省エネ量が表示される。表示された数値は「(別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)」で入力する見込み省エネルギー量として使用可能。

※一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となる。

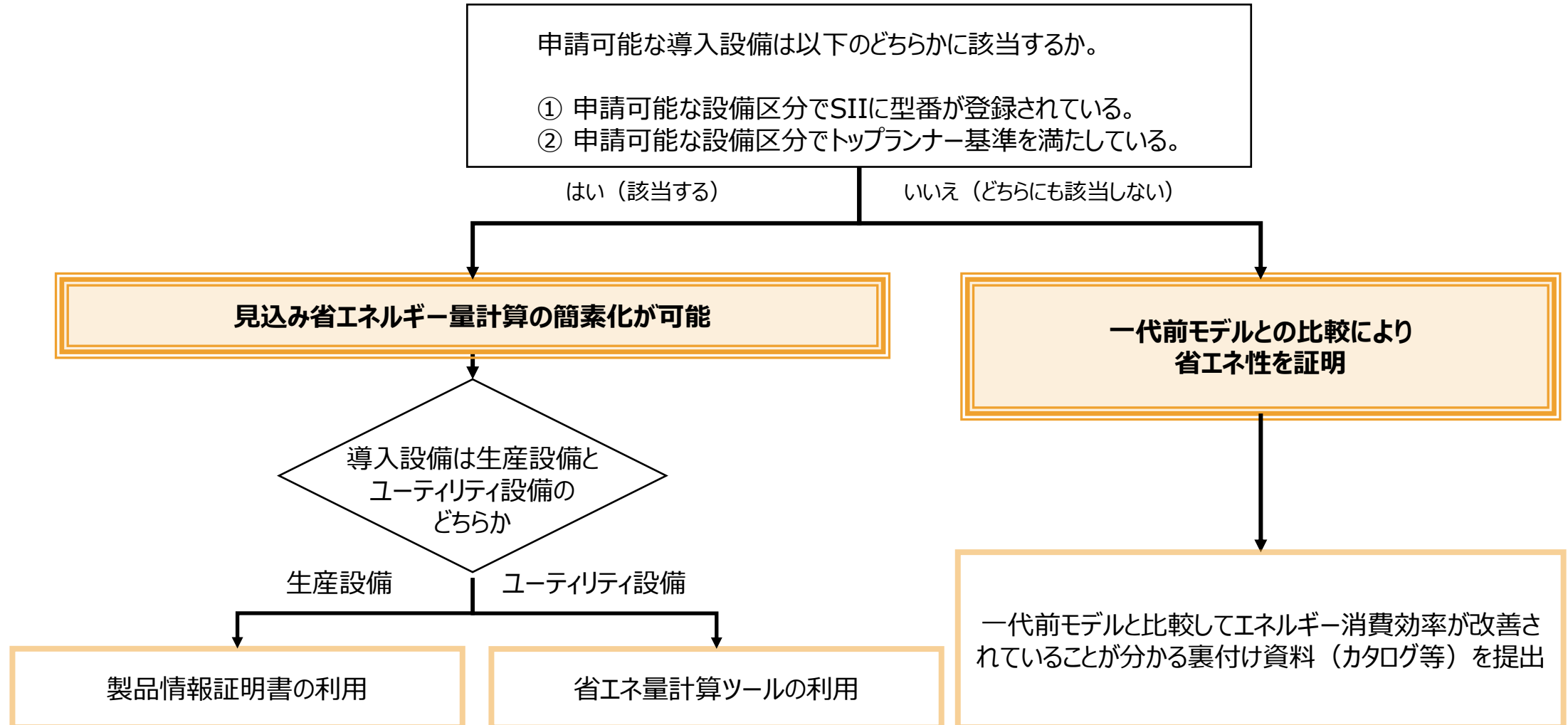
緑色の部分は申請様式「(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト」の補助対象設備と一致するようにご入力ください。

No	経費リスト番号	名称	型番	個数 (回数)	該当設備	年間見込み 省エネルギー量(kl/台)
1	1	空調設備	〇〇-■■■	2	高効率空調	4.287
2	2	変圧器	〇〇-■■■	1	変圧器	1.775
3	3	調光制御設備	〇〇-■■■	5	制御機能付きLED照明器具	0.408

自動計算
にて算出

申請手続きの簡素化について

○要件（ア） 見込み省エネルギー量計算・提出資料の判定



申請手続きの簡素化について

○利子補給ハンドブック

令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金 利子補給金 ハンドブック



1. 事業概要

「省エネルギー設備投資利子補給金」とは

本事業は、省エネルギーに関する設備投資（以下「利子補給対象事業」という）を行う民間団体等（以下「利子補給対象事業者」という）に対して指定金融機関が行った融資に係る利子補給金を交付する事業です。

融資条件

融資期間	導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間。 ※設備を複数申請する場合は、最も法定耐用年数が長い設備を基準とする。
返済方法	元金均等返済により融資金が完済される全借借返済契約。 ※償還は最終返済時に計上とする。償還は原則、千円単位。
金利	融資期間全体によって一定の固定金利。 ※利子補給金の交付がない場合における金利水準以下であること。
金額	交付対象融資額が100億円以下。
注意点	利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結された場合には、利子補給金の交付対象とはならない。

利子補給金の交付

補給率	最大1% ※貸付利率1.1%以上 → 1.0% ※貸付利率1.1%未満 → 貸付利率から▲0.1% (例)貸付利率0.8%の場合:利子補給率0.7%
補給期間	最長10年 ※導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であることが必要。
支払	年2回 ※新規融資については、指定金融機関に支払を行う。 ※なお、継続融資については交付先の変更は行わない。

利子補給金の交付の対象となる経費

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な施設設置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の導入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用回線等の経費は、設計費に含まれず、工事費に含まれること。

※以下の経費については補助対象外とします。
・ SIIが補助対象外と判断した経費
・ 外構工事費（土木工事等）、建築材料等の事業に關係のない工事費
・ 消費税

5. 事例集

要件（ア）- 事業事例

①トプラナー基準を満たす設備の導入

例-省エネルギー性能に優れた変圧器を新設
現在、工場の従業員駐車場に使用している敷地に、新しく工場棟を建設することになり、高圧電力を供給するための変圧器の購入資金として融資を行うケース。

⇒この場合、トプラナー制度対象品目で定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしている変圧器であることを要件とします。

- <提出する案件付資料>
・トプラナー基準を満たしていることが分かる資料
・導入設備のエネルギー使用量の計算根拠が分かる資料



7. 付録

利子補給金の交付イメージ

事業名称	射出成型機および空調設備の増設		本制度は融資額に下限を設けておりません。 ※上限100億円
融資額	50,000,000円	交付対象 融資額	50,000,000円
融資期間	10年	交付対象 融資期間	10年
融資利率	1.1%	利子 補給率	1.0%

利子補給金総額

約 2,500,000円

※融資期間内における総額です



6. 指定金融機関について

指定金融機関への応募資格

「民間金融機関等」とは、次に掲げるものとする。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫
- ・ 労働金庫
- ・ 信用協同組合
- ・ 農業協同組合
- ・ 漁業協同組合
- ・ 農林中央金庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行
- ・ 生命保険会社
- ・ 外国生命保険会社
- ・ 沖縄振興開発金融公庫

指定金融機関への応募資格

以下の要件を満たすこと。

- ☑ 日本に拠点を有していること。
- ☑ 本事業に係る業務を適切かつ確実に行える体制を有していること。
(導入設備の内容及び省エネルギー効果の確認ができる体制)
- ☑ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ☑ 省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口を広く公開し、
民間団体等の省エネルギー取組に対して積極的な支援を行うための体制構築ができること。
- ☑ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指定停止等措置要領に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

指定金融機関の応募手続きについて

■公募期間

2024年4月5日（金）～2024年10月31日（木） 17:00必着

■審査結果の通知

応募書類到着月の翌月中旬を予定。

当団体ホームページにて、実績のある指定金融機関の取組事例を紹介している。
指定金融機関への応募を検討される際は、本日の説明会の内容と合わせて参照されたい。

インタビュー動画

<株式会社十六銀行>



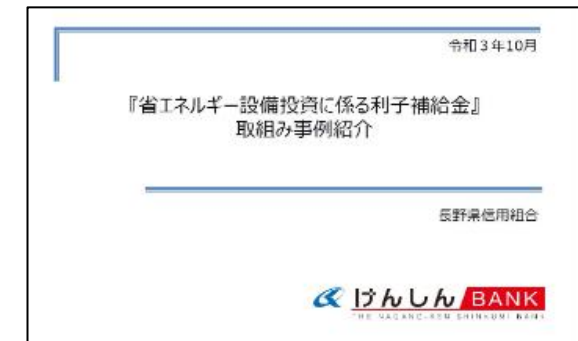
<株式会社三井住友銀行>



<福井信用金庫>



取組事例





事務連絡

事務連絡

○事業相談会について

融資計画書の受付開始にあたり、Zoomを使用した事業相談会を開催予定。

○スタートアップ説明会について

制度の基本的な内容に絞った説明会を、WEB会議ツールを使用して毎月1回開催予定。
初回は6月下旬を予定。

○融資計画書の変更について

指定金融機関は、交付決定を受ける前に、融資計画書の内容に変更が生じる場合には、速やかにS I Iにその変更内容を報告し、S I Iの指示を受けなければならない。
(公募要領P.16)

交付決定を受けた後については、融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けること。
(公募要領P.24)

○補助事業ポータルについて

新規融資計画書の提出には補助事業ポータルのアカウント作成が必要になります。

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部

令和6年度「省エネルギー設備投資利子補給金」
申請に関するお問い合わせ窓口

◆TEL：03-5565-4460

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00

(土曜、日曜、祝日を除く)



一般社団法人

環境共創イニシアチブ

Sustainable open Innovation Initiative